

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和2年5月25日

2. 回答を行った年月日

令和2年6月19日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、施設での定期健康診断および外来診療、また巡回型でのインフルエンザ予防接種を中心に医療事業を行っている法人である。定期健康診断およびインフルエンザ予防接種の自費診療領域において、事業規模拡大のため、照会者のサービスを利用する企業を紹介した者（顧問）に対して、紹介料を支払う施策を考えている。

<事業の流れ>

- ① 顧問予定者と照会者との間にて、契約書を締結する。
- ② 顧問が照会者のサービスを利用する見込みがある企業に、照会者を紹介し、利用を促進する。
- ③ 紹介によって実際に照会者を利用いただいた場合、成果報酬として紹介料を照会者から顧問に支払う。

4. 確認の求めの内容

- ① 上記3に記載の自費診療における顧問からの紹介活動が、保険医療機関及び保険医療養担当規則の第2条の4の2、「経済上の利益の提供による誘引の禁止」に抵触するか否か。すなわち、保険診療のみを拘束する規則であるのか、あるいは健康診断や予防接種を含む自費診療にも適用される規則であるのか。
- ② 保険医療機関及び保険医療養担当規則が保険診療を対象とし、自費診療を対象としない場合、上記3に記載の顧問の活動が、医療広告について定める医療法第6条の5と照らし合わせて、広告の一類型としてみなされ、規制の対象となるのか否か。

5. 確認の求めに対する回答の内容

① 保険医療機関及び保険医療養担当規則第2条の4の2に関する照会について

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号）第70条第1項及び第72条の規定に基づき、保険医療機関及び保険医が、療養の給付や健康保険の診療に当たる際の一定のルールを定めたものである。

お尋ねの健康診断や予防接種は、療養の給付として行われるものではないことから、療担規則第2条の4の2の禁止規定は適用されないものとする。

② 医療法第6条の5に関する照会について

口頭による営業活動や講演を含め、上記3に記載の顧問の活動は、いわゆる「医療広告ガイドライン」に記載されている誘引性及び特定性を有することから、一般に医療広告に該当するため、医療法に定める各種義務を遵守する必要がある。

この点、自由診療による「健康診査」や「予防接種」を実施している旨の広告は可能であるが、

- ・ 虚偽広告や誇大広告
- ・ 他の医療機関と比較して優良である旨の広告等は禁止されていることに留意されたい。